

国 号 考

本居宣長

オホヤシマシマ

いふは、古事記に、伊邪那岐命 伊邪那美命 御合、「生..子淡「道之穗之狡別」島、次生..伊豫之皇 大御国の号、神代に二つあり、一には大八島国、二には葦 原 中 国なり、その大八島国とスネッネキ ボクニーナ て、必もとより海の中なるをのみいひ、又小きをのみいふ名なりとな思ひあやまりそ、凡て 字をあてて書るも、その海の周れる地をいふ一かたにつきてなり、されどこれらの字に泥み字をあてて書るも、その海の煮り、 もいへれぽ、必しも小きをのみいへるにもあらず、但し小くて海の中にあるは、殊にめぐり 秋津島のところにいふを見てしるべし、又この大八島などいふ名のごとく、いと大きなるに らず海のみならず、国中にて山川などのめぐれる地にもいへりと見ゆ、そのよしは下(條なる)・ギークダブ らで、界限ありて、とりしまれる意よりいふ言なればなり、されば志麻てふ名も、本はかな も~~志麻とは、周廻りに界限のありて、一区なる域をいふ名なり、然云本の意は、しまるシャ 次第などは、伝 々 異なれども、八の数は同くて、由 是 始ニ起大八洲国 之号」焉とあり、そッヘィデ 大倭豊秋津島、故因此、八島、先、所、生、謂「大八島国」と見えたり、書紀にも、生坐る***マトートョワキッシマワ カレコノヤシマンウスンウスンロンヤンイニナリルニヨリテ、ィフーオホ・ヤ シマクニト 二名島、次生..隠伎之三子島、次生..筑紫島、次生..伊伎島、次生..津島、次生..佐度島、次生..マ\$ナ^シマヲ ニ ホ キ ク ミッゴクシマヲ ニ サケクシマヲ ニ ッ シマヲ の界限も炳焉ければ、専さる地のみの名の如くにもおのづからなれるなり、さて島洲などのカホキッ マチッジル しゞまるせまるせばしなどいふ言と同じきなるべし、これらも、取はなち曠く界限なくはあ

皇国の言に漢字をあてたるは、全くあたれるもあり、又かたへは当りて、かたへはあたらざゞ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚ 詔書式にも、 御子とのりたまひ、孝徳天皇の詔にも、現為明神御,, 八島国,天 皇とのり給へり、公式令の派,コ 建 命の御言に、吾者、坐., 纏向之日代 宮,所.,知大八島国、 大帶 日子淤斯呂和気天 皇 之メケハミコト ミコト アレハ マシマシテマキムク ア ヒシロハボエシロシメスオホヤマトノクニ オポタラシヒ コ オ シ ロ ワケンスメラボコトノ ず、ひとりだちて天の下を統言号なり、八千矛 神の御歌に、夜斯麻久爾とよみたまひ、倭で、ひとりだちて天の下を統言号なり、ヤチャコノ れば、八の数動けれども、古事記の正しきにつきて定むべきなり、さて此号は、外国に対は、 るもなければ、本より八の数は動かざるにこそ、書紀の伝、々には、此内に他の島々もまじれるもなければ、本より八の数は動かざるにこそ、書紀の伝、々には、此内に他の島々もまじれ をさしても倭島とよみ、又此大八島をすべても、倭 島根とよめるなど是なり、さて八島とをさしても倭島とよみ、又此大八島をすべても、 巻マトシマネ 紀の神代巻に、三韓国をも韓郷之島といひ、万葉集の歌には、海をへだてては、大和国の方 きぞかし、さてこの大八島の島も、海の周りて隔れる一界の国をいへるにて、その例は、 にとりて、その数をとゝのへていひ伝へたるかとも疑はるめれども、古事記にしるされたる くてその八は例の弥にて、もとはたゞ島の数の多かる意の号なりけむを、やゝ後に八つの意 しもいふは、海を隔てずて一連なるをば、幾国にまれ一島として、その数八なればなり、からない。 るも多かるを、後世には、たゞひたぶるに字にのみよる故に、言の本の意を誤ることのみ多 朝廷の大事に用ひらるる詔には、明 神 御..宇大八洲,天皇詔 旨 旨、とのりた

まふと見えたり、

ろき由は、ことべ~に論はむもわづらはしければ、もらしつ、 るべし、さて此葦原中国てふ号には、くさん~「説あれども、皆古の意にかなはず、そのわ 昔のころまでも、海の渚には、いづくにも葦の多かりしこと、世々の歌どもなどを見てもし 牟遅少名毘古那二柱御神の、国造 堅めむために、植生し廻らしたまへるなりけり、かくて中ム サースクート ピコ ナ ゚ ノ デカッ゙ 、 クニックワッタタ 古書どもには見えざれども、かくよめるは、必そのかみ「拠」ありけむ、さればもと、大穴マーシミーアッ゙ の天降坐て後には、此御国にても、もと天上にありていひならへる号をもて呼べることも有る。『『『『『『』』』 考ふべし、その中に此御国にていへるも、いと稀にはなきにしもあらざれども、そは御孫命 たるなり、かれ古事記書紀に、此号はおほく天上にしていふ言にのみ見えたり、心をつけて 処は在て、上 方より見下せば、葦原のめぐれる中に見えける故に、高天原よりかくは名づけピロロ゚ ワ゚ ワ゚ックタ ず、さて此号の意は、いといと上つ代には、四方の海べたはこと~~く葦原にて、其中に国 葦原中国とは、もと天つ神代に、高天原よりいへる号にして、此御国ながらいへる号はあら、,, しよりおこれるなり、さてよもの海辺のこと~~くに葦原なりしことは、続後紀に、仁明天

皇神の御恵をおほろかに思ひなすべきわざかは、そも〳〵人は命ばかり重き物はなきを、そペスメッグ ゚゚ス゚ンデ ゚゚゚ス゚ンデ ゚゚ス゚デ ゚゚゚ス゚゚゚゚ るたふとさ、いふもさらなるを、天の下の諸人、かゝるめでたき稻をしも朝夕に給べながら、 きこと、神代よりかくのごとく深き由緒のありて、今に至るまでまことに水穂国の名に負へ。
ポポックロール 勅 曰、以吾高天原所御斉庭之穂亦、当 御 於 吾 児とあるがごとし、さて皇国は、万フッタマトク アカタタヤアハラニキロシメスニニハクホサ アカルワクヒワトニサカシスサシムマシ らず、凡て稲穂をたゞに穂とのみいえるは、万葉に秋穂などもいひ、書紀に、天 照 大 神又らず、凡て稲穂をたゞに穂とのみいえるは、万葉に秋穂などもいひ、書紀に、天 照 大 神又 あたらず、彼字につきて、祥瑞などの意とな思ひまがへそ、穂は稲穂をいへり、葦のにはあ じるきものぞ、 の事も、異、国にはまされる中にも、稻は殊に万国に比ひなく、はるかにすぐれて、いと美好の事も、『ダシード にて、物のうるはしきをほむる言にて、これは穗をほめたるなり、書紀に瑞字を書れたるは へすべて係れり、葦のみにかけて云にはあらず、葦原は上 件にいへるが如し、 てながらふることは、もはら稻の功にしあれば、 その稻のかばかりすぐれてめでたきにも、皇国の万国にすぐれて、最 尊きほどはいち 世にこればかり重く尊き宝は何物かあ 水は字は借字

夜麻登 秋津島師木島をも附いふや ま トー・デャッシマシ キシマ

夜麻登といふは、 もと畿内なる大和一国の名なるを、 神武天皇此国に大宮しきませりしよ

綿之真迮国とのたまへるも、狡き国といふ事なるをおもふべし、猶此地の事は、下に別に委っ、マサグニ 大号にはあらず、一国の名より転れること疑ひもなし、すべてもとは狭き名の、後に広くな らず、これも皇京しき坐る国の名をとれる大御名なり、 とある文のさまは、天下の大号を取て神日本云々とは称へ奉れるごと聞ゆめれど、然にはあ『トド なるを、九国四国の大名にもして、筑紫洲伊豫之二名洲などいへる例に同じ、又狭野 尊 云々なるを、九国四国の大名にもして、筑紫洲伊豫之二名洲などいへる例に同じ、又狭野 尊 云々 ひて、広くも狭くも用ひらるゝ号なるが故なり、そは筑紫といふも伊豫といふも、一国の名 夜麻登は一国の名なるが、天の下の大号にもなり、又一国の内にて、わきて京師をさしてもいゃ。 にといふに、かの二つの号は、八洲を惣たる大号なるに、これはそのうちの七洲をのぞきて、 より、大八嶋国葦原中国などいひしに、其号をあげずして、生..大日本..としもいへるはいか 下の大号にもなりての後の世よりいへる語にして、神代の当昔の言にはあらず、秋津洲といずます やすにさぬる夜ぞなきなどよめるにてもしるべし、また生..大日本豊秋津洲,とあるは、天のやすにさぬる夜ぞなきなどよめるにてもしるべし、また生...大日本豊秋津洲,とあるは、天の けれど、浦は借字にて、うらさびしうらがなしなどのうらの意なり、万葉十四の巻に、 くいふべし、又浦安国といふも、一国のことなるを、 て説たるはひがことなり、大和は海なければ、浦安とはいふべからずと、疑ふ人もありぬべ ふ号も、上に見えたるごとく、神武天皇の御代より始まれるにてさとるべし、そも〳〵神代 一洲をいふ所なればなり、かくて此一洲の大号は別になき故に、しばらく大日本とはいへり、 釈日本紀などにも、天の下の大名とし かゝれば夜麻登といふは、本よりの うら

れる例 剛の者といふなる日本は、 まとの国に、鴈子産と、きくや、これに答へ奉れる歌にも、そらみつ、倭の国に、鴈子産と、 其事とはせたまへる大御歌に、 えて、古事記に、仁徳天皇日女島に幸せる時、其島にて雁が卵をうめるを、建内 宿禰 命 にえて、古事記に、仁徳天皇日女島に幸せる時、其島にて雁が卵をうめるを、タケウサノススクネスノホスート なれども、言はなほ一国の夜麻登なり、かくてやうやくうちまかせたる大号にもなれりと見 剛の者と聞ゆるがごとくにて、古大和の京の時は、その一国の名をいひて、 たまへりしかば、此椰磨等は大号のごとく聞ゆめれど、こはたとへば後世の語に、日本一のたまへりしかば、此椰磨等は大号のごとく聞ゆめれど、こはたとへば後世の語に、日本一の をや、書紀の崇神御巻の歌に、椰磨等那殊於朋望能農之能とある大物主 神は、天下を経営成をや、書紀の崇神御巻の歌に、#톡#井スォ###ノスシノ 史に見え、 の名をもて天下の大名とする事は、 下の事にもなれるにて、猶天下をすべいへるにはあらず、さればこれは、意は天下をいへる 国大隅郡大隅郷なども、 いまだきかず、とよまれたり、日女島は津国にあり、書紀には二首ともに、秋津島やまとといまだきかず、とよまれたり、日女島は津国にあり、書紀には二首ともに、秋津のきず 地も河内国茨田堤に雁産とあり、いづれにまれ大和の国内にはあらず、又鷹の産むこトコローー゙ーーースデーシッジ カゥコラウム すべて皇国にてはめづらしければ、此夜麻登はまさしく天の下の大号なり、 おほし、 そのほか駿河国駿河郡駿河郷、出雲国出雲郡出雲郷、安芸国安芸郡安芸郷、 出羽加賀なども、もとは郡の名なりしを取て、国の名とはせられつること国(デヘ カ ガ もと郷名なるが郡の名にもなり、 皇国のことなれども、意はおのづから天地のあひだにならびなき たまきはる、内のあそ、汝こそは、世の長の人、そら見つ、や もろこしの国にても代々の例なれば、 郡の名の国名にもなれりと聞ゆる 夜麻登もかれにな おのづから天の さて一 玉

をならふことになれる後の世の心をもて見るから、神代より有来つる事どもをすら、皆かれ なれつる事なれば、 らへるかと、疑ふ人あれども、仁徳天皇の御世に、はやく御歌にもよませたまふばかりいひ にならへるかとはうたがふなり、かならずしもならはざれども、こゝとかしこと、おのづか の国の事を然ばかりならひたまふことは、いまだあらざりき、然るに万の事、かの国のふり いかでか然らむ、そのかみかの国籍は、既に渡りまうで来つれども、

ら心ばへの相通へることも多かりかし、

文にも大和とあるをや、一国を大和といふから、此郷の名にも同じく大てふ言を加へたるなずはまです。 は、今の京になりての唱へなるかといはれつれども、垂仁紀に大倭「直と見え、右の続紀のは、今の京になりての唱へなるかといはれつれども、垂仁紀に大倭「直と見え、右の続紀の もあるなり、さて又此郷を紀などには、やまととのみいへるを、和名抄に於保夜末止とある といふに在て、山辺郡なり、すべて和名抄は後に出来つれども、諸国 郡郷の名は、奈良朝のといふに在て、山辺郡なり、すべて和名抄は後に出来つれども、諸国 郡郷の名は、奈良朝の 神山とあれば、 れるを、後の事なりといはれつれども、はやく続紀の天平宝字二年の文にも、城下郡大和「ホャキャマド たるを、神名帳には、山辺郡大和(坐大国魂)神社と有て、郡のたがへるを、師は城下郡に入たるを、神名帳には、山辺郡大和(坐大国魂)神社と有て、郡のたがへるを、師は城下郡に入 夜麻登といふは、もと山「辺郡倭」郷より始れる名なりと、くはしく師の万葉考別記に見えた り、これにあまたの ころしるせる物によりて、そのまゝを挙たりと見ゆれば、かへりて神名帳よりはふるきこと もと城下郡なりしが、後に山辺郡には入れるなるべし、かの御社 今も新泉村)論 あり、まづ此倭郷は、和名抄には、城 下 郡大和於保夜末止と見えァデッラド

長岡岬」とあるは、 於大市長岡岬、然 是淳名城稚姫命既身体悉 一 租大水口 宿禰|而 誨 之曰云々、時天皇聞|是言、則命|, 中臣連祖探湯主|而、ト|, 之誰やオホッテクチノスクネニ ホシヘタマヘク ニ ダ サ スホセテ ノノ ク カ ヌシニ ウラフニ イツ を、神主としたまへり、又垂仁御巻に、一の伝へをあげていはく、是時倭大神著... 穂積 臣 遠 れつるごとく、倭郷の事なり、然るにかの大国 魂神は、もと天皇の大殿の内に祭りたまへり 宮のべの里をさして、殊に伊勢といふと、同じ心ばへなり、他 所 にも此例猶有べきなり、然 もとより一国の名なるを、かの郷名は、後に倭「大国御魂 神の鎮」座るによりて、とり分て、 引る諸国の例どももおほかれば、 ŋ ナカヲマ、サギ「の名あらば、祠「於倭邑」などあるべきに、さはあらで、定「神地於穴磯邑」の名あらば、祠「於倭邑」などあるべきに、さはあらで、定「神地於穴磯邑」 **しを、崇神天皇の六年に、始めて他 所にはうつして祭たまひ、同七年に、市磯長尾市てふ人** るに書紀神武御巻に、以_珍彦「為」倭国 造」゜とあるは疑はし、其故は、まづ此倭は師 りなれば、神武の御代に倭と云郷名はあるべからず、もし此崇神の御代より前に、はやくそ さて夜麻登といふはもとかの郷より始まりて、後に一国の名にもなれりといふは、 いまだ倭てふ郷名はあらざりし故なり、穴磯大市はともに、後には城、上、『チンポオイチ まことに論なきがごとし、然れども猶よく考るに、此名は 痩弱、以不」能祭、 是ヲ以命二大倭直 祖長尾ュニュ 祠二 於大市 一群 人以 のいは

より有しなり、さて郷名の倭は、仁徳天皇の大后石姫命の御歌に、始めて見えたり、をだて山、 さて倭大神と申すは、大倭一国の国御魂神に坐故の御号にして、鎮座る地名によれる御号に 皇の御代には、道臣命大久米命などぞ、功最大きなるを、此臣たちすら、居,干筑坂邑,など 祭る神主となりてのうへ、其後のことなりけむを、書紀に珍彦を倭国造とすとあるは、子孫 姓にてもあらずと見えて、垂仁御巻三年七年廿五年のところに見えたるに、みな倭直祖とのタメネ゙ に倭郷とは名づけたりけむ、さてかの長尾市宿禰は、姓氏録によるに、かの宇豆彦の後胤に といひて、そのうちなる大市の長岡といふ地なりけむを、此大倭大神の鎮座る故に、その後といいて、そのうちなる大市の長崎といる地なりけむを、此大倭大神の鎮座る故に、その後 郡に入れれども、此わたり城上城下山辺三郡 堺 ちききところなれば、そのかみは大名を穴磯 *** ドドド゙ ドド゙ ドド゙ ドド゙ ドド゙ ドド゙ の長尾市宿禰も、 とのみありて、 国造とは見えたる、然れば此氏の倭国造といふになれるは、かの長尾市宿禰の、 み有て、直に倭直とも国造とも見えたることはなし、雄略御巻に至りてぞ、此氏はじめて倭 て、倭国 造の祖なり、然れども此長尾市の世は、いまだ倭国造といふ職にもあらず、その、^クニノ゙ホヤッコ の地を賜りて、知伝へてはありけむ、長尾市てふ名も、長岡岬てふ地名によれりと聞えたり、 の職号を、始祖へもさかのぼしてかたり伝へたるを取て記されたるものなるべし、抑神武天 故崇神垂仁の御世のころ、倭てふ郷名はいまだ聞えざれども、 その国造としたまふ事は見えざれば、ましてつぎく~の人どもをや、但しか いやしからぬ臣とは聞えたれば、始祖珍彦の世より、かの長岡岬のあたり 此神の御号はもと 大倭大神を

りける、 やまとといはむも同じ事ならずや、さればこれも、かの伊勢といふ例と同じ心ばへにて、同 なりといはれつるも論あり、都の名をこそ、かたはらの郡までも及ばしていふべけれ、かへ 野宮一時の歌に、 やまとをすぎ、 て、冠辞考のしき島の條に、一国の名を都に負せていへるなり、といはれつるかたぞ宜しか 方にならびていと近し、吉野にてよめる歌も同じ意なり、かゝればこは万葉考の説はわろく じ倭国の内ながらも、殊に京師のあたりをさして倭とはいへるなり、香具山は、 も倭郷 りて隣郡の郷名を、何の由にかは都あたりまで冠らせいふべき、もしまた藤原都あたりまで て、さらに倭といへるは、かの山辺郡のやまとを、藤原都のあたりまでも冠らせいひなれし の内なりとせば、 とあるこれなり、さて又藤原御井の歌に、日本の青香具山といひ、 倭には、鳴てか来らむ、よぶこ鳥、云々といへるも、 同じ倭郷の内にしてさらにやまとといはむは、倭国内にしてさらに ともに大和 藤原都の東 の国内にし

四コモニメグレリ 麻登波、久爾能麻本呂波、多々那豆久、阿袁加岐夜麻、碁母礼流、夜麻登志、宇流波斯、マトハ・クニノマホロバ・タタナック、アヲカャャマ・コモレル・ヤマトシ・ラネハシ はまづ書紀神武御巻に、天皇の御言に、此国の事を、聞,,於塩土 老翁曰、東 有,美地、青山はまづ書紀神武御巻に、天皇の御言に、此国の事を、聞,,於塩土 老翁曰、東 有,美地、青野で 名を負るなりと有て、そのよし委くしるされたり、此説ぞ宜しかるべき、又己が考へあり、そ 夜麻登といふ名の意は、万葉考の一つの考へに、此国は四方みな山門より出入れば、山門国と*▽ト 「云々と見え、又大己貴 命は、玉墻 内国と目けたまひ、又古事記倭 建 命の御歌に、『)

歌を、 に通ふ助、辞、富は字は仮字にて、すべて物につゝまれこもりたる処をいへる古言なり、され 井処足処などの例のごとし、又止字を古く登と訓むこと、書紀の私記に、古語謂[居住/ィ゙ドア゙ド あり、一つには、登は処にて、山処の意なるべし、処を登とのみいへるは、立処伏処寐処竈処あり、一つには、登は処にて、サマット の周廻れる中にあることをいへるなれば、夜麻の山なることは論なし、登トには三つの考へ、 を合せて見べし、麻本呂波の麻は真、呂波は助辞にて、これも久爾能本なり、又書紀には此御を合せて見べし、麻本呂波の麻は真、呂波は助辞にて、これも久爾能本なり、又書紀には此御 の御歌に、夜麻登波、久爾能麻本呂波云々、阿袁加岐夜麻、碁母礼流、夜麻登云々、とある御歌の御歌に、をマトハークニノマホロバ る中に在て、山 代国の奥 区なるをもて、国の富とのたまへるなり、さてこれに、かの倭建命 るなどをも思ふべし、二つには、登は都富の約まりたるにて、山都富なるべし、都は例の之クロのである。 とあり、 よみたまひ、 ぶるは、 景行天皇の大御歌とし、麻本呂波を、摩保邏摩とありて、釈紀に私記曰、師説謂、鳥之 字書にも、 かの倭郷をのたまへるなれども、袁陀弖夜麻といふは、一国の倭によれる枕詞にて、 又石 比売命の御歌に、袁陀弖夜麻夜麻登云々、とよみたまふ、此比売命 居共住共注し、説文に処字を止也と注し、玉篇に、処字を居也と注した

などの秀とは異なれば、此字の意にはあらず、然るを契沖などが、かの摩保邏摩、又万葉集 て、勝れたる事にいへれば、おのづから此字の意にも相通ふなり、されど言の本の意は、浪秀 に、秀字をしも書れたるは、上に引る古言どもにみな此国をば、山のめぐれるを以て美称へは、秀字をしも書れたるは、上に引る古言どもにみな此国をば、山のめぐれるを以て美味の 昔の言に山ぶところといへるも、人の懐にたとへたるにはあらず、たゞ山にこもれる地とい もれる羽という意にて、羅は助辞なるべければ、保といふ言の意は同じきなり、又古言に、ふ か、かの羽に譬へてまほらまといふにはあらず、されど鳥の保羅羽も、翅の内につゝまれこ れる中につゝまれこもりたるよしなり、但し鳥腋「羽乃古止久といへるは、いさゝかたがへる 和支乃之太乃毛乎為..保羅磨.也、摩謂..真実.也、言 ・息腋 羽乃古止久掩 蔵之国 也、案 ・っゃ キノシ タノケ ヲ ・ ホラバト と軽くて、意なきがごとく聞ゆめるは、上つ代よりいひなれたる言の、意の幾重も転り変れ、。 私記の説を、おほつかなといへるは、中々に考への至らざるなり、かの万葉の歌どもなるは、 の五の巻九の巻十八の巻などに、国之麻保良とよめるなど、みな真秀の意なりとして、かのの五の巻九の巻十八の巻などに、国之麻保良とよめるなど、みな真秀の意なりとして、かの ふ意なり、又書紀神武巻に此倭を、秀真国とほめたまへるよし見えたる、此秀も同じ意なるふ意なり、又書紀神武巻に此倭を、秀真国とほめたまへるよし見えたる、此秀も同じ意なる た懐。も、今伊勢人などは即ほところともいひて、これも衣につゝまれこもれる所をいふ、中 ゝまるほゝまる、又ふほごもりなどいへるも、布と保とは通ふ音にて、含まれこもれる意、まゝ のめぐれる意にもあらず、又真秀の意にもあらず、たゞ国といへるまでにて、麻保良はいのめぐれる意にもあらず、又真秀の意にもあらず、たゞ国といへるまでにて、麻保良はい

の説どもあれども、みなよろしからず、一つ二つ論。はば、まづ書紀私記に、天地剖判、 此三つの考へとのうち、見む人心のよらむかたをとりてよ、此国の名には、古よりとりく~ らしたらむ如くに、山の周れる内なる国といふ意なればなり、上 件 師の山門の説と、己がらしたらむ如くに、山のメグ 松ともおほく書るなどは、ことに近し、さてかの青牆山ごもれるとあると、玉牆 内国とある松ともおほく書るなどは、ことに近し、さてかの青牆山ごもれるとあると、玉牆 内国とある どには加止乃と見え、参河国の郷名の磯泊を、和名抄には之波止としるし、万葉に高円を高いには加止乃と見え、参河国の郷名の磯泊を、和名抄には之波がより に、垣内と書て加伊登と唱ふる地名、こゝかしこにあるは、加伎都の転れるにて、字は本のま はわろし、されぽこれ、内をうつといひ、その宇を省けることをも兼たる例なり、さて今世 も書て、仮字に可伎都とあると同じければ、然訓べきことしるし、今本にかきうちとよめるも書て、仮字に可伎都とあると同じければ、然訓べきことしるし、今本にかきうちとよめる 国なるべし、かくてその宇都は、うつほ無戸室などの字都ならむかとも思へども、なほ内と国なるべし、かくてそのウッ むまじきわざなるをや、三つには、登は、宇都の宇を省き、都を通はしいへるにて、山宇都のむまじきわざなるをや、三つには、登は、宇都の宇を省き、都を通はしいへるにて、甘マウッ る物なるべし、又真原の意ぞといふ説も、かの応神天皇の大御歌に、富とのみよませたまへ とを思ひ合せて、山内 国と名づくべきことをさとるべし、玉牆 内国とは、玉牆を造りめぐ いふことなるべし、古に内を宇都といへる例多し、其中に万葉の歌に、垣内とあるは、垣都といふことなるべし、古代のでは、ののののののでは、京本ののでは、京本ののでは、京本ののでは、「日本のでは、「日本のでは るにかなはず、すべてかかることは、そのもとをよく考へ明らめて、末の転れる方にはなづ つね多き中に、上に引る応神天皇の大御歌には、葛野を加豆怒とよみたまへるに、和名抄な ゝに書伝へたるものなり、これ又宇都の都を登ともいふべき例なり、なほ都と登と通ふ例も

邪諾伊邪冉尊の大八洲を生ます時に、始めに大日本豊秋津洲を生坐る故に、やまとは八洲本ザナギィザナビー オポヤシャーウズ サンマー・シマモドーかた山低きにつきて山門といはむは、似たる事ながらいたく違へる物をや、又或説に、伊一かた山低き 地は、 取れなどいふことも有つれ、夜麻登といふが天の下の大号になれるは、上つ代よりのことなり。 意にあらず、後に万の事学問ざたになりての世にこそ、諸国 郡郷名など、好字を著よ嘉名を意にあらず、後に万の事学問ざたになりての世にこそ、諸国 郡郷名など、好字を著よ嘉名を といふ意の名なりといふは、七洲を除きての大号につきていへるなれば、かなはず、そのう 心得ず、かの師の考への如く、四方みな山門より出入ッむにこそさは名つくべけれ、その中に り、又倭は、北なる奈良(坂の方のみ山低くして開けたるをもて、山門国といふ、といへるもり、又倭は、北なる奈良(坂の方のみ山低くして開けたるをもて、山門国といふ、といへるも かいはむ、そのうへ外といひては、かの青垣山ごもれるなどおほくある古語どもにもそむけ の山の後なるよしなり、されば山背に対へては、倭は山内とこそいふべけれ、外とはいかで 由なく、山背てふ国名も、伊駒山によれるにはあらず、かれは大和を宝として、その北の方 り、かの山の北なる国を山背といふにてしるべし、といへるもわろし、東南を外といふべき **委くいへるが如くなるをや、又或人の説に、大和は伊駒山の東南なる国なれば、山外の意な** に東へこゆる山門ありて名づけつらむとは、みだりなればなり、おしてかくいはば、 へ八洲を生ませる次第も、古事記には、大倭は終りなるをや、又契沖が説に、釈名に山産。也、 万物」也といへるを引て、嘉号なる故に天下の惣名に用ひらるゝよしいへるは、古の 何処にても然いはるべし、そのうへかの郷の名を本とするは、いかゞなること、上に 山近き の如く、其名に負て蜻蛉が功あらむとてなり、とよみなしたまへるなれば、秋津島の事にはの如く、其名に負て蜻蛉が功あらむとてなり、とよみなしたまへるなれば、秋津島の事には も、然心得めれども、然にはあらず、国状とあるにつきては、なほ疑ふ人もありぬべけれど、 とのたまへるを、或は天の下のこととし、或は大和一国の事とするから、此秋津島てふ名を 次に委くいふを合せ見べし、然るにかの神武天皇の国状を御 覧 して、蜻蛉の臀呫せるが如し次に委くいふを合せ見べし、然るにかの神武天皇の国状を御 覧 して、蜻蛉の臀呫せるが如し ひならひ、その倭に引れて、つひに天の下の大名にもなれることは、師木島と 全 同じ例なり、 かの大 詔より起れる名なり、腋 上も嗛間丘も室も、みな相近きところにて、大和国葛 -- オホッッコト オコ 皇の都の地名 秋津島は、古事記に、大倭帯日子国押人命、坐, 葛城ノ室之秋津島宮,治, 天下,也えずッシマ そらみつ、倭の国を、阿岐豆島と云フ、とよませたまひ、それより其地を阿岐豆野と名づけ さて雄略天皇の吉野に幸行し時に、虻の御腕(を咋たるに、蜻蛉飛来て、その虻を咋ける時さて雄略天皇の吉野に幸行し時に、虻の御腕(を咋たるに、蜻蛉飛来て、その虻を咋ける時 古は後に郡郷などになれるほどの地をも某国といへる、常のことなれば、〈 郡なり、 と見え、書紀にも此御巻に二年冬十月遷||都於室「地「、是謂「秋津島宮」と有て、もと此孝安天 られし事、古事記に見えたり、此御歌の意は、 の大御歌に、手こむらに、虻かきつき、其あむを、阿岐豆はやくひ、かくのごと、名に負むと、 さて孝安天皇の百餘年久しく敷坐りし京師の名なるから、秋津島倭とつゞけてい。キャー・ジャー・ジャコ ゚ 名なり、かの神武天皇の、猶π如蜻蛉之臀゚砧」と詔へりしは、即此地のことにて、コッナ 古より此倭国を秋津島といふことは、今かく 、なにごとかあらむ、

さるさだあるべくもあらぬをや、

周れる界限のある地をいふ名なること、始にいへるが如くなれば、此秋津島なども、山のめメクー・カギリ といふ所なるを、軽島といひ、 は、いづくよりも山を隔てて、別に一区なるが如くなればなるべく、筑紫の宇佐を宇佐島と 多し、書紀に、越 国を大八洲の一つにとりて、越 洲といへるも、海は隔たらねども、彼国多し、書紀に、越 国を大八洲の一つにとりて、越 洲といへるも、海は隔たらねども、彼国 思ふべし、またそのあたりを室といひしも、さる由にてつけたる名にやあらむ、 ぐれるをもていふなり、蜻蛉の臀呫せるが如しとのたまへるも、 地に島といふ名のあることは、志麻とは、もとは必しも海の中ならねども、山川などにまれ、上間の も、秋津洲のとき然いふことは、例もなくことわりもかなはぬことなるをや、さて又海なき、『キャッシャ につきて、阿岐豆須ともいふは、ことにひがことなり、洲字は須に用るはつねのことなれど 仮字書るは一つもなし、後世に清てよむは「訛」なり、虫の名も同じ、又この島を洲とも書る 記書紀万葉など古書にあまた出たる、仮字には皆阿岐豆と、濁音の豆をのみ書て、清音の記書の「アュキアッ゙ 蜻蛉野と名づけむ、とのたまふ意なるべし、されどこはよくせずば、此時の蜻蛉の 功 によりテャッシヌ 秋津島 倭 とあり、是はすなはち汝が名におへる此秋津島倭国に、形をのこしおきて、此地をアホッシットマトト あるも、山川などのめぐりて、 て、国名を秋津島と名づけたまへるごと聞えて、まぎれぬべし、さてまた秋津の津は、古事 づからず、 然るを書紀には、 一区の地なる故なり、又応神天皇の都は、大和国高市郡の軽 此御歌の詞、 欽明天皇の都は、師木といふ所なるを、師木島といへるなど はふ虫も、大君に、まつらふ、汝がかたは置む、 青山のめぐれるさまなるを 猶他にも例

む、その中には、かならずいちじるき界限はなき地をも、ことさらに一区としめ定めて、名む、その中には、かならずいちじるき界限はなき地をも、ことさらに一区としめ定めて、名 も皆同じ、此餘にも海なき国々に、某島といふ地名のおほかる、多くは此例にてぞつけつら

づけたるも有ぬべし、それもなつくる意は同じ事なりかし、

紀にも此御代の巻に、元年秋七月丙子朔己丑、遷,, 都倭国磯城郡磯城島 金刺 宮,と有て、も師木島は、古事記に、天国押波流岐広庭 命 者、坐,, 師木島 大宮,治,, 天下,也と見え、書》、ギシ▽ たむとよめるは、大和国をやがてしき島といへるなり、こはかの奈良を青によし、難波をおたむとよめるは、大和国をやがてしき島といへるなり、こはかの奈良を青によし、難点ない。 島やま r との国とも、しきしまの倭の国ともよめるは、枕詞のごとくにもなれるなり、さて 秋津しまも師木島も、共にみな京の名をいへるにて、国の名にはあらず、これらもし一国の 秋津島倭とつゞけいふも、もはら同じくて、本は秋津島の京といはむがごとし、さればその は、鳴てか来らむ、よぶこ鳥、とよめるやまとも、殊に京師をさしていへると同じ、又かの をさしてやまととはいへるにて、しきしまの「都 といはむが如し、かの万葉の歌に、やまとに また転りて、万葉十九巻に、立わかれ、君がいまさぽ、しき島の、人はわれじゝ、いはひてま のごとく、烹師をいへるなれども、かくつゞけなれては、やがて一国の倭にも転して、秋津 ことならば、倭の秋津島、倭のしきしまといはではことわりかなはず、さて本はいづれも右 と此欽明天皇の都の地 名なるを、万葉集の歌どもに、しきしまのやまとの国とよめり、 くのごとくしきしまのやまととつゞけいへる意は、もとは大和一国をさしてにはあらず、京師

多し、今も幕などに乳と云ものこれなり、されば戈にても、取持ッところを然はいへるなるべ 古戈の柄に、知といふ処の有しなるべし、凡て手に取て引挙べき料に付たる物を、知と云例〈ポコ 細戈は知の枕詞にて、細は戈をほめたる詞なれば、久波斯と訓べし、知とつゞく意は、玉矛細戈は知の枕詞にて、細は戈をほめたる詞なれば、久次が 又かの伊邪那岐命の詔へりし称 辞どもの意、浦安国は、上にいへるが如し、細 戈千足国とは、 る、それもたゞ李姓の唐よりいひならへるにこそあれ、古の唐尭の唐をもかねていふにはあ なれ、古を思ひていふものにはあらず、されば京をしき島といふも、たゞ欽明天皇の御時に にこそ有れ、世間のなべての人は、たゞ何となく、さしあたりたる事よりこそはいひ出る物 ふは誤なり、其故は、すべてかゝることに、古を考へ合せていふは、物しり人のうへのわざ ものなり、さて此師木島てふ名の起りをとくに、崇神天皇と欽明天皇と二御代の都を兼てい の道といふと同じ、道も美は御にて、添たる言なれば、枕詞はかならず知へ係れり、さるはの道といふと同じ、道も美は御にて、添たる言なれば、枕詞はかならず知へ係れり、さるは はやく崇神天皇の都よりいひ出たりとならぽ、後の欽明天皇の都までを待べきにあらずかし、 らざるがごとく、これも古の崇神天皇の京までを思ひていひならへるにはあらず、もしまた いひならへる、当時の京の名を、他京にうつりて後も猶云るが、おのづからなべての京の称り、 のごとなれるなり、たとへば、もろこしにも唐といへるが、後々の代までかの国の名になれ してるとのみいへるに似たり、 秋津島ともはら同じ、 又歌の道をしきしまの道といふは、大号より出て、又転れる さてまた倭にひかれて、つひに天の下の大号の如くになれる

見えたれば、波立のぼる秀といふ意につゞきたるなるべし、故上をもしばらく能煩流とは訓 は浪の立のぼるなり、かくいふこゝろは、浪のたつを波の秀といへること、書紀万葉などに えたれども、いかにいへるにか、いと心得がたし、されど強ていはば、磯輪は皺にて、波をい 記伝に委くいへれば、こゝにははぶきつ、磯輪 上 秀真国は、磯輪 上 は、これも枕詞とは聞 にいさゝかこゝには挙つるなり に引る応神天皇の大御歌に、毛々知陀流、夜邇波母美由とある、知陀流これなり、此事は古事に引る応神天皇の大御歌に、モモチダル・ヤニハモミュ し、さて枕詞よりつゞきたる意は、此知てふ言のうへのみにて、千足の意は別なり、そは上 つは、たゞ畿内の大和国をほめて、かくのたまへるのみにて、まさしき国名にはあらず、故 ゞきたる意は、右の如くにて、秀真国の意は然らず、その秀の意は上にいへり、かくて此三 くはもとより、浪を皺ともいへる事の有し故にや、と思はるればなり、もしさもあらば、 上 へるか、古今集なる壬生忠峯が長歌に、立浪の、浪の皺にや、おほゝれむとよめるも、もし つ、されどこはこゝろみにいへるばかりなり、なほよく考ふべし、さてこれも、枕詞よりつ

倭の字

倭の字は、もともろこしの国よりつけたる名にて、その始めて見えたるは、前漢書地理志

にまれ、又我といふ意にて答へたるにまれ、皇国の内の一国の名なれば、これをもて大号の 出して、有,倭人,とつらねいへるを思へば、班固が意は、説文に、此倭字の本 義 を、順 貌 夫、楽浪海中有.|倭人、分為.|百餘国.、吕.|歳時.|来獻見云、といへる是なり、その後の書ども, な此誤りを伝へて、かしこにてもこゝにても、たゞさる事とのみ思ひ居るは、いみしきひが の名なるを、唐書などにこゝろえあやまりて、皇国の旧の大号のごとく書るを、 といふ名は、後漢書にはじめて見えて、倭国之極南界也とあれば、皇国の内の南の方の一国 と繹日本紀元々集などに載られたれども、これも信がたき説なり、そのゆゑは、まづ和奴国 も字につきてのおしはかりなるべし、また皇国の旧 説に、此国之人、昔到「彼国」 、唐人問云、 ことなり、この事おのれ馭戎慨言につばらかに 辨 へ論 へり、されば倭奴は、もとより国名 と注したると同じくて、柔順なる故に倭人とはいふと心得たるごとく聞ゆめり、されどそれ づけつるにか、その由はさだかに見えたる事はなけれども、かの漢書に、東夷天性柔順と書 東夷天性柔順、 異||於三方之外、故孔子悼||道不見行、設||桴海|、欲」居||九夷|、有」目也 みなかく倭人といひ、又はぶきて倭とのみもいへり、さて倭とは、いかなる意にて名 国の音にていへば、於能許にて、 そののちみ

といへり、然れども皇国にては、畿内のにも通はして、みな倭の字を用ひたり、 をや、さて此倭の字、もろこしより名づけたるは、大号のみにて、畿内のやまとをば、皇国をや、さて此倭の字、もろこしより名づけたるは、ホォホサ 此字をかき、又書紀にも、日本と書て夜麻登と訓事は、神代巻に、此「云」耶麻騰」と註あれど ふに、やがて此倭の字をあてて書事は、いと〳〵古よりのことと見えたり、古事記にもみな あたらぬ事なり、こは於と袁と音の異なるをだにえしらぬみだりごとぞそかし、夜麻登といあたらぬ事なり、こは於と袁と音の異なるをだにえしらぬみだりごとぞそかし、夜麻登とい なり、また倭奴国といふはおのころ島、おのころ島は丈夫島といふ意なりといふ説は、殊に 近き世に神道者といふものの、此おのごろ島を、皇国の本号のごと説なせるによりていへる になし、然れば皇国人のいはぬ名を、外国の人の知て名づくべき由あらめやは、 淡路島のほとりにある一つの小島の名にこそあれ、神代より天の下の大号にいへることさら 人のいへるを聞てかけりとおぼしくて、後漢書魏志などに耶馬台、隋書北史などにも耶摩堆 て書る字を、そのまゝに用ひむ事、さもあるべきわざなり、然るを此字嘉号にあらず、とい も、倭の字を書るにはかゝる註もなければ、世にあまねく用ひならへることしられたり、す べて文字は、万の物の名も何ももろこしの国のを借用る例なれば、これもかの国より名づけ 此説はもと、

和の字

あれば、いづれにまれその義を取れたるかとも思はるれど、それまでもあるべからず、すべ ならひて、山城国を雍州といふ、此雍字も雝と通ひて、和也という註ある、これらはみな由 ある、又もろこしにて雍州といふは、もと王都の国の名なる故に、皇国にても後世にこれに 註に、鳳凰鳴之和也とも、和之至也ともいへる、又聖徳太 子 の憲法の首に、以」和為」貴と註に、鳳凰鳴之和也とも、和之至也ともいへる、又聖徳太 子 の憲法の首に、以」和為」貴と に、和順などともつゞくを合せておもへば、倭と字(義も遠からず、また書紀の継体天皇御 ばるゝ事になれりしなりけり、さて此和の字の事、上に引る漢書の文、又順「貌と注せるなど きさだにも及ばず、あるまゝに倭の字を用ひ来にしを、やゝ後には、文字の好悪きをもえら はたゞ、夜麻登といふ名をのみむねとはして、文字はいかにまれ、仮の物なれば、よきあし 名にして、美字にもあらずとしてぞ、同 音の好字をえらびて、改められたりけむ、さるは古へ ふ書には、太和之国といふこともあれども、これらはさらに由なし、 ての事後に考ふれば、おのづから由ある事どもは、くさぐ~いでくる物なり、また子華子て ることさらになし、思ふにこれは、古より倭の字を用ひ来つれども、もと異国よりつけたる。 和といふは、皇国にて後に改められたる字なり、さる故に、異国の書に、大号に此字を書和といふは、皇国にて後に改められたる字なり、さる故に、異国の書に、マホホサ

なるべし、さて宝字元年の所に、此姓を大和宿禰と書るにて、国名の方は、それよりさきに既 | 動|| 有て、定められし事なれば、国名の和の字に成しとき、此姓の字も、然改むべき勅ある| なるに、宝字元年六月の所までも、なほ倭字をかきて、同年十二月の文より、始めて大和宿 たがひて、大養徳宿禰とかゝれたれば、和の字に改まりたる時も、それにしたがふべきわざ められたるなりけり、さて又大倭宿禰といふ姓は、かの養徳と改められし時も、その字にし 云々、右天平勝宝五年五月云々とある、これに始めて和歌とも書り、そも〳〵かの永手朝臣を 字を書る始めなり、又二十巻に、先太上天皇詔||陪従王臣||曰、夫諸王卿等宜||賦||和歌||而奏|| 類聚国史などにも見えざれば、後に写し脱せるにはあらじ、さて又万葉集を考ふるに、十八 に改まりつること、いよゝいちじるし、すべて続紀には、はじめに倭の字なるほどは、みな倭 べきに、其後しばしなほ間のまゝに書しは、此姓の字改むべき勅は、宝字元年に至りて有し 禰とあり、そのころは既に姓氏の文字なども、私に心にまかせてはかゝず、必おほやけより を引合せておもへば、まことに天平勝宝四年十一月の、三日より二十四日までのあひだに改 るに、そこに猶倭の字をかけると、此万葉に、その同月の二十五日の事に、和の字を書ると 大倭守とせられしは、上に引る紀の文のごとく、勝宝四年十一月乙巳日にて、乙巳は二日な の巻までには、歌にも詞にも、和の字を書る所はなくして、十九の巻、天平勝宝四年十一月 二十五日、新嘗会肆宴、応」詔歌六首の中に、右一首大和国守藤原永手朝臣とある、これ和の

や宜しとはいふべからむ、 |倭根子||天||皇などとかゝれ、その外にもおほく見えたり、しかはあれども、大号も本はかのギマーネ コ ススラッッ゚ロート にまかせて通はし書く故に、たゞ同じことと心得居て、ふと写したがへたるなるべし、又和 倭の字をのみ書る中に、いとまれく~に一つ二つ和と書べき由なければなり、後世には、心 る、これらはみな後に写し誤れるものなり、その前にも後にもいとおほかるやまとに、みな なりけり、然るを田令の中に、大和と書る所あり、又書紀崇神御巻にも、和と書る所一つあ 書雑へたることはなければ、改められつる年月も、おのづから右のごとくには考へしらるゝ。 の字をのみ書て、和と書ることなく、和の字に書始めて後は、又みな和の字のみにて、倭を して、おほくは日本といふ字を用ひられたりし故に、そのさだには及ばざりしにや、和の字 の大和一国の名の字にて、天の下の大号のやまとのさだにはあらず、大号のには、書紀より り、又続紀八の巻にも、二所大和国とかき、和琴ともかき、又万葉集七の巻にも和琴とかけ に改まりて後も、畿内の国名ならぬには、なほ倭の字をも廃ずして、すなはち続紀などにも、 一国の名よりおこれるに、その本を改められつるうへは、何事にもみな、和の字を用ひむを

ロ 本 比能母登といふ事をも附いふ

日本とは、もとより比能母登といふ号の有しを書る文字にはあらず、異国へ示さむために、 然らざれば、日本倭根子と、倭へ重ねて宣たまへるは、やまと〳〵と、同じことのいたづら めたる詔なるが故に、かく宣て、皇 朝の人どもにも、新 号を示したまへるなり、 伴 造 及 諸 百 姓云々、これは異 国人に示す詔にはあらされども、此号を建られて、始キッコアトスメーシタンオホサッぽタカラニアークタマラ **詔のさまとは異になむありける、また同二年二月甲午朔戊申、天皇幸,|宮東門、使,| 蘇我右** と見えたる、これぞ 新 に日本といふ号を建て、示したまへるはじめなりける、故さきん~のと見えたる、これぞ 新 二 サム 皇即位、大化元年秋七月丁卯朔丙子、高麗百済新羅並遣」使進」調 云々、巨勢徳大臣詔」於高皇即位、大化元年秋七月丁卯朔丙子、高麗百済新羅並遣」使進」調 云々、□サンデートカヅキ 後に此紀を撰ばれし時に、改められたる物にして、そのかみの文字にはあらざるを、孝徳天 使゚、之辞。也、といへるをもて知べし、さて此号を建られたるは、いづれの御代ぞといふに、ま。 に、用、於朝廷大事、之辞。也といひ、明神御宇日本天皇詔旨とあるをば、以、大事、宣、於蕃国、 ことさらに建られたる号なり、公式令詔書式に、明神御宇大八洲天皇詔旨とあるをば、義解 づ古事記に此号見えず、又書紀皇極天皇の御巻までに、夜麻登といふに日本とかゝれたるは、

同じければ、かの唐書をとりて書たる物にて、論にたらず、すべて東国通鑑は、 倭国更 号,,日本、自言ႊ近,,日所ኴ出以為告名といへるは、唐の成亨元年にあたりて、年も文もダラス トー・ デューション ニール テストート を引ていへるがごとくなるを、その国の東国通鑑といふ書に、新羅の文武王十年のところに、 がら此由なり、さて又三韓の使には、大化元年にすなはち宣知らせたまひしこと、上に書紀 世なりき、故或説に此号を、唐武后が時にかの国よりつけたるごとくにいへるは、ひが事な 本国といふ方には、此真人、朝臣のまかりけるを始めとしてしるしたり、此時かの国は武后が 続紀に見え、又かの旧唐書にもさきん~の往来のことをば、みな倭国といふ方にしるして、日 こにまかり著たりし時に、いづれの国の御使ぞととはれて、 、日本国の使なりと名のりしこと、 かくさまの

日本としもつけたまへる号の意は、万国を御照しまします、日の大御神の生ませる御国とい うけがたき事のみぞおほかる、 られたりけむ、かの推古天皇の御世に、日出処天子とのたまひつかはししと同じこころばへ は殊にことわりにかなへれども、そのかみのすべての趣を思ふに、なほ後の意にてぞ名づけ ふ意か、又は西 蕃 諸 国より、日の出る方にあたれる意か、此二つの中に、 はじめの

夜麻登といふに、 世人のまどふべき故に、神代巻に、日本此「云」耶麻騰、下皆効」此、といふ訓注はある 日本といふもじを用ることは、書紀よりはじまれり、そはいまだ例

ひとしきゆゑに、日本とはかゝれつるなり、 日本磐余彦 天皇倭 姫 命などのごとし、日本武 尊は、天皇の大御父に坐て、よろづ天皇とキマトーススノ - キマトーヒメスノ **なり、人名も此こゝろばへにて、天皇の大御には日本、** 本とかき、又一国の名の時も、おほやけにかゝれるをば日本とかゝれて、紀中おほかた此例 伝へたるまゝにしるされて、夜麻登にもみな倭字をのみかきて、日本とかゝれたる所はひと なり、古事記は、大化の年よりはるかに後に出来つれども、すべての文字も何も、ふるく書 てかゝれたるなり、但し畿内の一国のやまとには、おほく倭とかき、天の下の大号のには日 つもなきを、書紀は、漢文をかざり、字をえらびてかゝれたる故に、あらたに此嘉号をあて さらぬ人のには倭とか これたり、神

し程に思へりしは、やまとを日本と書故に、その字のうちまかせた rR る訓を、やがて枕詞 こは国号にいへるにはあらず、倭といはむ枕詞なり、 能国遠云々、また日本乃、倭之国波云々、などとある、これらのみはひのもとのなり、されどハクニュ まむためのひがことにて、皆四言にやまとのとよむべきなり、たゞ三の巻なる不蓋山の長歌 む、万葉集に日本之とあるを、ひのもとのと訓るところ多かるは、後人の、しひて五言によ めさむために設けたまへるなれば、ひのもととはよまず、始めより爾富牟と字音にぞいひけ 比能母登といふ号は、古の書に見えず、日本といふは、意はその意なれども、もと異 国 へしょう キト 日本之、山跡国乃云々とあると、続後紀十九巻、興福寺の僧の長歌に、日本乃、野馬豪ドラポーノ、オマトラクニ それにつきて、おのれいまだわ かいり

ず、たゞ日の本つ国たる倭といふ意にぞ有ける、それにとりて此枕詞、もしいと古くより有 詞になせるにはあらざれば、ひのもとのやまとも、然にはあらず、又これは枕詞のひのもと り、かゝれば春日のかすが、飛鳥の明日香といふも、その地名の字のうちまかせたる訓を枕のあをによしおしてるなどいふ枕詞を、やがて奈良難波の事にしていへると、心ばへ相似た もかくことは、いひなれたる枕詞の字をもて、やがてその地名の字となせる物なり、そはか その地名にも冠らせて、飛鳥の明日香とはいへるなり、さてかすがを春日、明日香を飛鳥と 本よりの地名なれば、ことさらにこゝに、仍名ュ宮曰云々などいふべきにあらざるをおもふべ しなり、さればこれは、とぶとりの浄御原「宮」とよむべきなり、あすかの浄御原といはむは、 出来つるをめでたまひて、年号をも然改めたまひ、大宮の号をも、飛鳥「云々とはつけたまひ出来つるをめでたまひて、デョンナ づ春日のかすがとは、春の日影のかすむといふ意につゞけ、飛鳥のあすかとは、書紀に、天 の不蓋山の歌は、 しことならば、 てふ字をもて、国名の夜麻登の字として日本とかくにもあらざれば、かの二つの例にもあら おけるにて、春日の春日、飛鳥の飛鳥、などと同じ例なりと思へりしは、あらざりき、 とぶ鳥とは、はふ虫といふと同じくて、たゞ鳥のことなり、さて大宮の号を然いふから、 孝徳天皇も、日本といふ名は、 いとしも古からず、それよりあなたには見えざれば、 これをおもほしてや建たまひけむ、されどか こは日本といふ号の

こゝろをおもひて、後にいひそめつるにもあらむか、その本末はわきまへがたくなむ、

豊また大てふ称謝

え、また懿徳天皇孝安天皇孝霊天皇孝元天皇などの大御名、又古事記には、意富夜麻登玖邇りのことにて、大 倭といへるも、古事記の景行天皇御段に、熊曾 建 が詞に、大倭(国と見 りのことにて、大倭といへるも、古事記の景行天皇御段に、熊曾 建 が詞に、大倭・りのことにて、ホホキヤマト も皇大后と記されたる、これぞ彼国にならへるにては有ける、書紀にはかく、彼国にならひ すべてかの国にならへるにあらざる証なり、然るを書紀には、古称をたがへて、大御母をしすべてかの国にならへるにあらざる証なり、然るを書紀には、トスキチ 后とはいふを、皇国の古には、当御代の嫡 后 を大 后と申せりき、これらも、大といふこと、 かいはむ、こはかの国にはさらに聞えぬ美称なるものをや、又もろこしにては、王の母を大 当代の国号をたふとみて、大漢大唐などいふにならへる物ぞといふ説のあるは、古のことをシッ゚゚ ともいへる例多き、みな上つ代の称辞なり、然るを大日本などいふ大は、もろこしの国にて、 は、大てふ言を冠らせて、大八島大倭といふ、これらの国号のみにもあらず、凡て豊とも大 しらぬ、例のおしあてのみだりごとなり、もし然いはば、かの豊葦原などの豊は、いかにと てかかれたる事もおほきからに、神代よりありこし事をも、かれと似たるをば、 葦原中国秋津島などに、豊てふ言を冠らせて、豊葦原中国豊秋津島といひ、八島倭などに 皆ならへる

阿礼比売命と、仮字に書る御名さへあるをや、

字のみかけり、但し諸国の名、又郡郷の名、皆必二字に書べしとの御 定 なれば、畿内の国名、字のみかけり、但し諸国の名、又郡郷の名、皆必二字に書べしとの御 定 なれば、畿内の国名、 ゞ夜麻登とのみいふから、大字の添へるをも、たゞ夜麻登とのみよみ、また夜麻登といふに、 国の城、下、郡なる大和郷も、ともに於保夜万止とあるをもて知べし、然るをつねの語に、たい。シギヘメザク かならず大字を添てかく事と心得たるなど、みなひがことなり、たゞ夜麻登といふには、 又その

又その郷名には、必大字を添書て、意富夜麻登と訓ぞ正しかりける、

- 本居宣長「国号考」(『本居宣長全集』第八巻。筑摩書房、一九九三年十月) 所収。
- 原文の旧字は一部を除いて新字改めた。
- 本文中の句読点は、原文のまま。

PDF 化には FTEX 2ε でタイプセッティングを行い、dvipdfmx を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science/sciencelib.html